**新加熱基準対象**

確認書

（排出事業者名を挿入）で食品のフライに用いている揚げ油は、回収食用油（廃食用油）として（回収事業者名を挿入）に排出し、（処理事業者名を挿入）において家畜の飼料用にリサイクルされているが、以下に示すような、飼料化に適した状態で排出することができない場合があるため、（処理事業者名を挿入）において、撹拌しながら90℃以上60分以上等の処理を行うことを確認します。

1. 肉などのフライ用に高温で使用したあと、冷めるまで、また、冷めた後、肉などが混入しないように取扱う。
2. 冷めた後、回収食用油（廃食用油）の排出用の容器に移し、異物が混入しないよう、蓋などをして保管する。
3. 「２」の容器に移す際は、肉に触れた手やトレイ等が直接触れることがないように取扱う。（手袋をするなど）

　※揚げ粕（回収食用油に混在しているもの等）についても、上記1～3と同様とする。

　　　　年　　　月　　　日

【確認者】

（排出事業者名）

（回収事業者名）

（処理事業者名）